

掛川市規則第12号

掛川市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成23年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市国民健康保険条例施行規則（平成17年掛川市規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「38万円」を「42万円」に改め、同項第2号中「35万円」を「39万円」に改める。

附則第3項を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。